

第3回日本遺産「銀の馬車道・鉾石の道」
サイクルトレイン事業

企画提案コンペ実施要領

令和2年6月

日本遺産「銀の馬車道・鉾石の道」推進協議会

1 目的

この要領は、企画提案コンペにより、第3回日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」サイクルトレイン事業委託業者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

- (1) 業務名称 第3回日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」サイクルトレイン事業
- (2) 履行期限 令和2年11月30日(月)
- (3) 予算計上額 (令和2年度予算)3,582,000円(税込)
上記の予算を目安に提案書を作成すること(見積額は、本件の予算額以内とする。)。受託候補者として特定した場合は、別途、契約締結に係る交渉を行うため、この上限価格での契約を約するものではありません。
- (4) その他 別添「仕様書」を参照して下さい。

3 応募資格

企画提案コンペに応募する者は、民間企業、NPO法人、その他の法人であり、提案書の提出期限(令和2年7月10日)現在において、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

また、複数の企業・団体の共同体(コンソーシアム)による応募も可能であり、申請は代表者が行うこと。その場合、代表者及び構成員全てが次の要件を満たすこと。

- (1) 協議会を構成する姫路市、福崎町、市川町、神河町、朝来市及び養父市(以下「6市町」という。)並びに兵庫県において、いずれかの自治体の入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 協議会及び協議会を構成する団体ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (5) 6市町及び兵庫県のいずれかの指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 法人にあっては、兵庫県税及び6市町の市税、町税、法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納がない者、個人にあっては兵庫県税及び6市町の市税、町税並びに申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税に滞納がない者であること。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員が役員(法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。))において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)として経営に關与しているもの(実質的に關与している場合を含む。)
 - ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者
 - エ 次に掲げる行為をした者を、役員等(法人等にあっては、役員その他経営に実質的に關与している者又は相当の責任の地位にある者(役員以外で業務に關し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。))をいい、個人にあっては、その者又は経営に実質的に關与している者若

しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。)としている者

(ア) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

(ウ)(ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していることと認められる行為

(10) 他の参加申込者に、協力会社等として重複参加していない者であること。

(11) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。

(12) 事業の実施にあたり、当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。

(13) 協議会との打合せや問合せ等に適切に対応できること。

4 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内容	期日等
募集要領、仕様書等を提示	令和2年6月30日(火)
質問受付期間	令和2年6月30日(火)午前9時から 令和2年7月6日(月)午後5時まで
提案書提出期限	令和2年7月10日(金)午後5時まで
プレゼンテーションの実施	7月下旬
選考結果通知	令和2年7月下旬～8月上旬
契約締結	決定後速やかに行います。
別紙「仕様書」に定める業務の実施	令和2年11月30日(月)まで
契約終了	令和2年11月30日(月)

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和2年7月10日(金)午後5時まで

(2) 提出書類及び提出部数

A4サイズ又はA3サイズの内紙を用いることとし、A3サイズの場合はA4サイズに折りたたんで提出すること。様式が指定されているものは、所定の様式に従うこと。

企画提案応募申請書(様式1) 15部

資格調書(様式2) 15部

提案書(様式3) 15部

業務実施体制(様式4) 15部

誓約書(様式5) 1部

誓約書(様式6) 1部

提案内容を説明する書類 15部

見積書及び経費内訳書(任意様式) 15部

その他添付書類(会社概要等) 15部

なお、契約締結時に下記の書類の提出を求める。

(ア) 兵庫県税及び6市町の市税、町税に未納がないことの納税証明書

提出は納税義務がある場合に限る

(イ) 申告書所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書又は法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書

(3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)による。

- (4) 提出先 日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会 東山
(中播磨県民センター産業観光課内)
〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-98
電話番号：(079)281-9059/FAX：(079)222-8573

7 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は質問書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和2年6月30日(火)午前9時から
令和2年7月6日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書を電子メール又はFAXにより提出すること。なお電子メール又はFAXを送付したときは、電話などにより到着を確認すること。
- (3) 回答方法 原則、質問者に回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会HPに回答の内容を掲載する。
- (4) 提出先 日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会 東山
(中播磨県民センター産業観光課内)
〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-98
電話番号：(079)281-9059/FAX：(079)222-8573
E-mail: Mika_Higashiyama@pref.hyogo.lg.jp
- (5) その他 電子メールのタイトルに「【質問】第3回日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」サイクルトレイン事業 企画提案」と明記すること。

8 事業者の選定

(1) プレゼンテーション

実施日時・場所 令和2年7月下旬に中播磨県民センターにおいて実施予定であり、応募者へ別途通知する。

実施時間

1事業者につき30分以内(プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内とする。)

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」サイクルトレイン事業企画提案コンペ審査委員会において内容を審査し、以下の合計点の最上位の者を本委託業務の候補者とする。

- ・信頼性(実績・経験・受託業務能力)の評価点 20点
- ・理解度(事業の理解度)の評価点 20点
- ・企画力(表現力、実現可能性、提案内容等)の評価点 40点
- ・受託意欲(意欲・熱心さ)の評価点 10点
- ・見積額(提案内容と金額のバランス)の評価点 10点

原則として応募者にプレゼンテーションを求める。ただし応募者多数の場合、プレゼンテーションの参加者を絞る場合があるので、応募者は協議会の指示に従うこと。

その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・説明に当たっての補完的な資料の提出は認めない。ただし、プレゼンテーションに視聴覚機器を利用する場合において、その内容を印刷したものはこの限りではない。その場合、提案書の内容から大きく逸脱することのないよう注意すること。
- ・視聴覚機器を利用する場合は、パソコンやプロジェクター等は各自において準備すること。設置、撤収ともに5分程度を目安とし、速やかに準備を行うこと。準備時間は持ち時間に原則算定しないが、準備時間が長くなり審査に影響がでる場合は、退出を命じる場合があるので注意すること。
- ・委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

9 契約の締結

前記により本委託業務の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行う。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は協議会を構成する団体から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

10 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

11 その他留意事項

- (1) 本企画提案コンペに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 協議会を構成する自治体に対し 本企画提案コンペに係る情報公開請求があった場合は、協議会を構成する自治体における情報公開条例等に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、企画提案コンペが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

12 問い合わせ先

日本遺産「銀の馬車道・鉾石の道」推進協議会 平田、東山
(中播磨県民センター産業観光課内)
〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-98
電話番号：(079)281-9059/FAX：(079)222-8573